

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び

規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則（平成五年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「市及び」を削り、「三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸郡府中町」を「安芸郡府中町」に、「呉市、竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡坂町」を「安芸郡坂町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。